



ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ

## 令和4年度子育て世帯生活支援 特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

### 1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和4年3月31日時点で  
**18歳未満の児童**(障がい児の場合、**20歳未満**)  
を養育する父母等  
(※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② {  
■ 令和4年度 **住民税(均等割)が非課税**の方  
または  
■ 令和4年1月1日以降の収入が急変し、  
**住民税非課税相当**の収入となった方

### 2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■ 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。  
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

\* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省 コールセンター

**0120-400-903** (受付時間:平日9:00~18:00)

詳しい申請方法は、美波町役場福祉課の「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)担当窓口」までお問い合わせください。

### 3. 給付金の支給手続き

対象者	申請の要否	支給手続き
令和4年度4月分の児童手当受給者・特別児童扶養手当受給者で住民税非課税者	不要	対象者の方へは6月中旬に案内通知を郵送します。 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。 7月下旬に各手当の支給口座に振り込みます。
上記以外の住民税非課税の子育て世帯の生計中心者 (公務員受給者含む)	必要	15歳から18歳までの方(平成16年4月2日～平成19年4月1日)には6月中旬に案内通知を郵送します。
		15歳までの公務員の児童手当受給者の方は福祉課にご連絡又はホームページ(下記QRコードより読み取れます)をご確認ください。
令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方	必要	申請者及び配偶者の給与明細等、収入額のわかる書類が必要です。  福祉課にご連絡又はホームページ(下記QRコードより読み取れます)をご確認ください。

申請受付期間は令和4年7月1日から令和5年2月28日までです。

問い合わせ先・郵送先  
美波町役場 福祉課  
〒779-2395  
海部郡美波町奥河内字本村18-1  
電話:0884-77-3614



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、美波町役場や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。